

副本

(フオーラム)

法廷におけるメキ

法川 孝夫
弁護士

乙第三号証

(一)

本誌三四九号三三六頁「直線・曲線」欄に、「直線の、キ」と題する興味ある一文が掲載されていたが、実務に携わる者として、「直線」のみならず、「曲線」についても、筆を執らねばならぬ。キについて、直線に於けるメキについて、自分なりにあれこれ考へてきた。その結果、直線に於けるメキについて、直線の「直線の、キ」と題する記事の冒頭に登場するローレンス・レスタが、昭和五三年から翌年にかけて、アメリカのワシントン州立大学ロー・スクール修士課程で学んでいた当時、レ

スタ氏も、同じロー・スクールに在学中であった。この間、日米比較契約法、租税法等の授業には、ともに出席していた。なか、筆者が論文を作成するにあたっては、同氏から少なからぬ援助を受けた。ただ、同氏は、なにかとでも交際を重ね、同氏には、なにかと世話になっていた。また、その後、筆者が、シドニーに滞在中、東京の法律事務所にて「レイニー」として勤務していたレスタ氏からは、日本の様子を知らせた便りが寄せられたこともあり、さらには、つい先日、シアトルのロー・フームに、フロンティア弁護士として勤務することになった旨の挨拶状が届けられた。そして、同氏が、神崎克郎教授の著した「証券取引法」を買いこみ、日本における証券取引規制を研究し、その一環として、いわゆる設備

事件を、丹念に取材していったこと、私は知っていた。こうして、因縁がらみレスタ弁護士が、あえて一石を投じたという事実も、「直線・曲線」欄の前記記事に裏面を掲げた理由になった。

(二)

ところで、御記憶の方もあろうかと思うが、実は、レスタ弁護士は、「直線のメキ」という問題について、昭和五九年三月二十六日付毎日新聞朝刊の「世界の目」の欄で、同新聞の伊藤芳明記者のインタビューに答へ、我が国裁判所の、法廷のメキに対する消極的な姿勢に不満を述べていたのである。インタビュ記事に表われたレスタ氏の言いつを要約すると、次のようにならう。

所では、法廷内で、テープレコーダーで録音することもあるし、カメラで撮影しているという事実を挙げている。

なるほど、レスタ氏の言いつ分には、理がある。確かに、世間の耳目を集めるような事件の場合には、記者、一般事件について、報道関係者が傍聴して、これを報道するということも、なにかと不便はないだろう。したがって、その意味を報道関係者以外の者に、メキを認めないという姿勢は、国民の知る権利に反するものでないといえよう。しかし、貸した金を返せ、詐欺罪で三歳を奪った等の一般通商民事事件、あるいは、河の要路もない刑事事件について、これを知られたいと考へる一般国民はどれだけのようか。せいぜい、事件当事者と、おすかの利害関係人だけだろう。こうした事件について、国民の知る権利という概念を高くかに掲げて、虚ろに響くだけのように思われなければならない。

は、少なくとも、国民が知りたいと思ふことを、十分とはいわなくても、一応報じていると考えてよいのではないだろうか。

(3)

つぎに、報道機関には属しないフリーライターやレベタ氏のような研究者の問題に触れてみよう。なるほど、報道関係者にはメモが認められ、それ以外の者には認められないというのは、国民の知る権利という観点から問題なしとしないし、さらに進んで、両者は平等の取扱いを受けず、その意味では、不合理な差別という問題も生ずるかもしれない。しかし、ここで考えてみなければならないことは、裁判の公開という概念である。これは、レベタ弁護士も正当に指摘するところ、主権者たる国民が裁判を監視し、公正に裁判が行われることを確保するためのものである。ただし、憲法八二条が定めるところのものは、裁判の公開であり、それ以上でも、それ以下でもない。つまり、憲法のこの規定が国民に権利を保障しているとすれば、それは、裁判を傍聴する権利であって、法廷でメモをとったり、テープレコーダーで録音することまでをも認めているわけではない。したがって、メモをとることが、裁判の公開を定めた憲法の規定から当然に派生するとする主張は誤りというはかない。

もちろん、法廷でメモをとり、録音することが認められれば、国民の知る権利が一層充実にするといふことができるかもしれない。しかし、それは、現行憲法の解釈というよりはむしろ、立法によって初めて権利性が認められるべきものではなからうか。つまり、仮に法廷でのメモが許されるとしても、それは、法律上の権利にとどまり、憲法上の権利ではないといふことを明確にしておく必要がある。このように、メモあるいは録音が、権利として認められていない以上、裁判所が、研究者や一般人にはメモを禁止し、他方、報道関係者に対してはこれを認めても、法の下の平等あるいは不合理な差別といふような問題が生ずる余地はないのではなからうか。

(4)

さらに検討すべきは、裁判所が、法廷でのメモを禁止している理由の当否である。「直線・曲線」氏も述べているとおり、一般に、裁判所は、法廷でのメモは、証人に心理的圧迫を与え、証言に影響を及ぼすと説明しているようである。ところで、この点について、「直線・曲線」氏もそうだが、メモ肯定論者からは、こうしたメモ禁止の理由は根拠薄弱であると主張されている。しかし、果たしてそうであらうか。筆者が、かつて、一般民事事件において、筆者側申請の証人に対して主尋問を突

施していたところ、相手方当事者に付き添ってきた者が、傍聴席でしきりとメモをとっていた。実際、筆者は、証人ではなかったが、この時、このメモが、後日、どのように利用されるのか著しく不安となり、思うように尋問できず、尋問を中止し、裁判官に、メモをとる傍聴人のいることを指摘し、メモをやめるよう指示してもらったことがある。これは、実際に経験してみなければわからないのではないかと思うが、やはり、証人尋問の最中にメモをとられることは、代理人にとっても不愉快であり、証人に対し、心理的圧迫を及ぼし、証言に影響を与えることは否定できないと考えられる。また、暴力団員から被害を受けた者が法廷で証人として供述する最中、加害者たる被告人が所属する暴力団員が傍聴席でメモをとり始めた場合、この被害者が、心理的圧迫を受けることなく、供述することができ得るであらうか。裁判所が、報道機関以外の者に対してメモを禁止する理由には、合理的なものがあるように思われる。

レベタ氏、そして「直線・曲線」氏の説くところ、法廷でのメモを認めることは、それだけ、国民の知る権利の一種の充実のため、望ましいことではある。しかし他方、訴訟当事者や関係者の利益も十分尊重されなければならぬ。とくに、事件そのものに直接関係のない証人に対しては、特段の配慮

が必要であらう。一般人が、法廷に出頭し、そこで、宣誓のうえ供述するなどということは、一生に一度あるかないかである。こうした一般人が、法廷の雰囲気や香気、上気し、足がすくみ、何を問われているのか、また何と答えてよいやら途方に暮れることは、決して珍しいことではない。実際、証言の最初から最後まで、足を震わせ続けていた証人を見たことがある。こうした証人に、記憶していることを正確に供述してもらうために、気持を落ち着かせ、リラックスした状態においてやらねばならないことはいくらでもない。ところが、このような証人に対する配慮もなく、国民の知る権利や学術研究をいかに「なぜメモをとらせないのだ」、「心理的圧迫などありえない」、「メモをとったくらいで証言内容が揺らぐようでは、証人そのものの信頼がもてない」とか、「たかだか、法廷の、何らの法的権限のない者のメモなど気にするな」というのであっては、いったい、国民のだけが、進んで証言台に立つたらうか。斯わっておくが、証人は、学術研究の対象でも、見せ物でも決してないのである。

(5)

筆者は、西ヨーロッパや社会主義国のことには知らないが、筆者の知る限り、アメリカとて、裁判所の全部が全部、法廷での録音を許しているわけではな

い。確かに、筆者は、在米中、刑事事件の公判の模様を、テレビ中継で見たことがある。しかし、これとて州の裁判所である。しかも、州の裁判官や検察官は、住民の選挙によって選出される場合も少なくない。事実、レベタ氏が録音を認められたというワシントン州シアトルの属するキング郡では、そうであった。筆者は、裁判官・検察官の選挙運動をこの眼で見たし、現に、選挙用チラシの配布も受けた。こうしたところでは、再選を狙う現職の裁判官や検察官が、あえて法廷にテレビカメラの持込みを認め、その活躍ぶりを、視聴者・有権者に印象づけ、その後の選挙を有利に進めようとすることも珍しくない。このように、国民の知る権利という名のもとに、売名行為という不純とさえ思われる使われ方もあるのである。アメリカの一例、それも州レベルでの例を取り上げ、我が国裁判所のメモ禁止を非難するのは、必ずしも適切ではないのではなからうか。実際、法廷のテレビ中継を見て、「あれは、ソープオペラより質の悪いショーだ」と、はき捨てた有識者もいた。

このように、背景や制度の異なるアメリカでの基準を随処として、あれこれ我が国の裁判実務を批判することは公平を欠くといわねばなるまい。なお、州裁判所より質の高いとされているアメリカの連邦裁判所が、録音を認めているなどということは、真実にし

(6)

て知らない。既にお気づきの方もあろうと思うが、アメリカ連邦最高裁判所の審理の模様は、例外なく、録音をもって、新聞、雑誌、テレビで報道されている。アメリカ連邦最高裁判所は、我が国では認められていない、開廷前の最高裁判所大法廷の写真撮影さえ許されていないのである。また、現長官、バーガーのメディア嫌いはつとに有名である。

既に述べたとおり、現行法の解釈からは、法廷でのメモが、権利として認められているわけではないのである。そうである以上、裁判所が、原則的にメモを禁止し、一定の場合にこれを解除するという取扱いは、とくに問題はないのではなからうか。また、証人が、心理的圧迫を受けることなく、記憶にもとづいて正確に事実を述べることができるよう配慮するといふ観点から、現行の取扱いは、むしろ望ましいといえるかもしれない。こうした限度で、学術研究に支障をきたしたとしても、それは致し方ないといふべきであらう。証人に、心理的負担をかけてまで学術研究をする自由は存しない。と、筆者は考えている。なお、注意すべきは、裁判所は、報道機関に対しては、メモの禁止を解いているという実例である。裁判所として、例外なく、メモ禁止の原則を貫徹しているわけではなく、国民の知る権利に対し、それな

フリーア選書

民訴判例漫策 小山昇著

本書に収めた15編の研究は、いずれも理論上重要で、裁判例も多様な展開を示しているテーマに焦点を合わせて選定され、周到で創意に富んだ興味深い検討を加え、判例研究のあるべき姿を提示する。

日6判集巻八入・304ページ、定価2,500円

判例タイムズ社刊